

2015年9月17日

青い森鉄道株式会社
阿武隈急行株式会社
伊豆箱根鉄道株式会社
えちごトキめき鉄道株式会社
江ノ島電鉄株式会社
小田急電鉄株式会社
関東鉄道株式会社
京王電鉄株式会社
京成電鉄株式会社
京浜急行電鉄株式会社
埼玉高速鉄道株式会社
相模鉄道株式会社

しなの鉄道株式会社
芝山鉄道株式会社
首都圏新都市鉄道株式会社
新京成電鉄株式会社
西武鉄道株式会社
仙台空港鉄道株式会社
仙台市交通局
多摩都市モノレール株式会社
秩父鉄道株式会社
千葉都市モノレール株式会社
東京急行電鉄株式会社
東京地下鉄株式会社

東京都交通局
東京モノレール株式会社
東京臨海高速鉄道株式会社
東武鉄道株式会社
東葉高速鉄道株式会社
箱根登山鉄道株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
北総鉄道株式会社
株式会社ゆりかもめ
横浜高速鉄道株式会社
横浜市交通局
株式会社横浜シーサイドライン
IGR いわて銀河鉄道株式会社

優先席付近における携帯電話使用マナーを

「混雑時には電源をお切りください」に変更します

これまで関東の鉄道事業者では、車内での携帯電話マナーについて、優先席付近では電源をお切りいただき、それ以外の場所ではマナーモードに設定のうえ、通話をご遠慮いただくよう、ご案内を行ってまいりました。

このたび、2013年1月に行われた総務省の「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」の改正や、スマートフォンの普及に代表される昨今の携帯電話の利用形態の変化などを踏まえて、より多くのお客さまに携帯電話使用マナーを守っていただけるよう、関東のほか東北、甲信越の鉄道事業者37社局が共同でご案内を見直すことといたします。

2015年10月1日以降、「優先席付近では、混雑時には携帯電話の電源をお切りください」とご案内を変更いたします。

なお、車内での携帯電話による通話は、まわりのお客さまのご迷惑となりますので、混雑度にかかわらず、これまでどおりご遠慮いただきますよう、引き続き呼びかけてまいります。

記

1. 実施時期

2015年10月1日（木）以降

各鉄道事業者にて順次ご案内を変更してまいります。

2. ご案内の内容

変更前：「優先席付近では携帯電話の電源をお切りください」

↓

変更後：「優先席付近では、混雑時には携帯電話の電源をお切りください」

3. お客さまへのご案内方法

駅・車内における共同ポスターの掲出（別紙1参照）

この他に、優先席付近でのステッカーの掲出、車内放送によるご案内なども順次実施してまいります。（実施内容は社局によって異なります）

4. 実施鉄道事業者

東北、関東、甲信越の37社局にて実施いたします。

以上



車内の携帯電話マナーにご協力ください。

優先席付近では、
混雑時には
携帯電話の電源を
お切りください。



- 総務省の指針により、携帯電話端末と植込み型医療機器の装着部位との距離が15cm程度以下になることがないよう注意を払うことが求められています。
- 植込み型医療機器は、人によって装着部位が異なりますので、体の近くで携帯電話を使用されることに不安を感じるお客さまがいらっしゃいます。
- お客さまの体同士が触れ合う程度の混雑時には、優先席付近では携帯電話の電源をお切りいただくようお願いいたします。
- なお、ステッカー等の案内は、順次更新いたします。

車内ではマナーモードに
設定のうえ、
通話をご遠慮ください。

●青い森鉄道株式会社
●阿武隈急行株式会社
●伊豆箱根鉄道株式会社
●えちごトキめき鉄道株式会社
●江ノ島電鉄株式会社
●小田急電鉄株式会社
●関東鉄道株式会社
●京王電鉄株式会社

●京成電鉄株式会社
●京浜急行電鉄株式会社
●埼玉高速鉄道株式会社
●相模鉄道株式会社
●しなの鉄道株式会社
●芝山鉄道株式会社
●首都圏新都市鉄道株式会社
●新京成電鉄株式会社

●西武鉄道株式会社
●仙台空港鉄道株式会社
●仙台市交通局
●多摩都市モノレール株式会社
●秩父鉄道株式会社
●千葉都市モノレール株式会社
●東京急行電鉄株式会社
●東京地下鉄株式会社

●東京都交通局
●東京モノレール株式会社
●東京臨海高速鉄道株式会社
●東武鉄道株式会社
●東武東上線株式会社
●箱根登山鉄道株式会社
●東日本旅客鉄道株式会社
●北総鉄道株式会社

●株式会社ゆりかもめ
●横浜高速鉄道株式会社
●横浜市交通局
●株式会社横浜シーサイドライン
●IGRいわて銀河鉄道株式会社

【参考】

○総務省「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器等へ及ぼす影響を防止するための指針」について

総務省では、2000年度から毎年度、携帯電話から発生する電波が植込み型医療機器等を与える影響について調査を実施し、その結果に基づき指針を取りまとめ、携帯電話の利用者、植込み型医療機器等の装着者、双方の機器の製造者などの関係者における情報共有を行っています。

2012年7月に第二世代携帯電話のサービスが終了したことを受けて、「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」の改正に向けた検討が行われました。その中で、「携帯電話端末からの電波に対するリスクを過剰に評価することによる不安等を与えることがないように表現を修正すべき」等といった議論がなされた結果、2013年1月に同指針が改正され、携帯電話と植込み型医療機器の離隔距離の短縮等の見直しが行われています。

また、2015年8月には同指針が改訂されました。この中では、影響の調査について、「一般生活において調査条件と同様の状況となる可能性は非常に低く、調査において影響が確認された距離まで電波利用機器が近接したとしても、実際に影響が発生するとは限らない」ことがうたわれています。